人事行政の運営等の状況について

1　職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（単位：人）

部門	区分		職員数 令和7年	職員数 令和8年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	—	
		総務	74	71	△3	育休職員の異動による減
		税務	15	17	2	業務見直しによる増
		労働	1	1	—	
		農林水産	7	7	—	
		商工	3	3	—	
		土木	16	16	—	
		民生	126	133	7	育休職員異動による増
		衛生	13	13	—	
		計	259	265	6	
	教育部門		35	38	3	業務見直しによる増
	消防部門		60	62	2	業務見直しによる増
	小計		354	365	11	
公営企業等会計部門	水道		6	6	—	
	下水道		3	4	1	業務見直しによる増
	その他		10	8	△2	業務見直しによる減
	小計		19	18	△1	
合計			373	383	10	

（注）1　各年4月1日現在の人数
　　2　職員数は一般職に属する職員数

(2) 職員の退職状況

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）（単位：人）

区分	定年	自己都合	その他	計
人数	0	12	2	14

（注）特別職及び割愛による退職者を除く。

(3) 職員採用候補者試験の実施状況

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	採用者数			倍率
			男	女	計	
事務職	70	56	7	6	13	3.5
専門職	13	10	1	1	2	5.0
保育士	12	12	0	6	6	2.0
消防職	10	8	4	0	4	2.0

２　職員の人事評価の状況

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

種　　類	能力評価	業績評価
対象期間	４月１日～翌３月３１日	４月１日～９月３０日 １０月１日～翌３月３１日
評価範囲	意欲（取組姿勢） 能力（基本的能力・仕事の能力・協働の能力）	成績（目標達成度・仕事の質・量）
評価結果の反映	人材育成 任用（昇任・配置換） 給与（昇給）	人材育成 任用（昇任・配置換） 給与（勤勉手当）

３　職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 （令和8年1月1日現在）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考)6年度の人件費率
7年度	人 36,420	千円 24,025,511	千円 535,154	千円 4,462,090	% 18.5	% 17.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
7年度	人 369	千円 1,339,518	千円 181,978	千円 469,140	千円 1,990,636	千円 5,394

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数は、令和７年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員を含む。）及び会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員を含む。）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区　分	令和7年4月1日現在			令和8年4月1日現在		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.6歳	306,248円	371,282円	39.4歳	319,175円	386,547円
技能労務職	57.3歳	257,200円	261,657円	58.3歳	266,133円	271,652円
福祉職	35.5歳	301,508円	324,616円	36.3歳	315,675円	340,979円

（注）「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(4) 職員の初任給の状況

（令和８年４月１日現在）

区分		かほく市	国
一般行政職	大学卒	232,000円	232,000円
	高校卒	200,300円	200,300円
技能労務職	高校卒	198,200円	－
	中学卒	198,200円	－
福祉職	大学卒	237,500円	－
	短大卒	229,200円	－

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（令和８年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	287,150	347,500	375,557円	401,233円
	高校卒	－	－	－	＊
技能労務職	高校卒	－	－	－	－
	中学卒	－	－	－	－
福祉職	短大卒	－	－	－	－

（注）対象となる職員数が１人又は２人の場合は、個人情報保護の観点から該当欄を「アスタリスク（＊）」とし、その他数値がない欄については、全て「ハイフン（－）」としている。

(6) ラスパイレス指数の状況

令和３	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
92.9	93.2	94.8	95.4	95.9

（注）ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

（令和８年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事及び技師の職務	34人	12.0%	195,800円	268,300円
２級	高度な知識又は経験を必要とする主事及び技師の職務	44人	15.5%	242,000円	316,800円
３級	主査、主任技師、係長及び専門員の職務	96人	33.9%	276,300円	364,200円
４級	主幹、課長補佐、課参事、次長、室長、指導主事及び教育機関の課長の	65人	23.0%	309,800円	396,500円

	職務				
5　級	重要な業務を所掌する課参事、次長及び室長、担当課長、課長(教育機関の課長を除く。)、サービスセンター長、事務局長、事務所長並びに管理主事の職務	35人	12.4%	332,600円	409,000円
6　級	重要な業務を所掌する担当課長、課長(教育機関の課長を除く。)、サービスセンター長及び事務局長の職務	2人	0.7%	366,800円	427,000円
7　級	部長及び議会事務局長の職務	7人	2.5%	420,700円	463,000円

（注）1　かほく市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数（再任用職員を除く。）
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(8) 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

（令和7年度決算）

かほく市		国	
1人当たり平均支給額 1,514千円		―	
期末手当 2.525月分 (1.425月分)	勤勉手当 2.125月分 (1.025月分)	期末手当 2.525月分 (1.425月分)	勤勉手当 2.125月分 (1.025月分)
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%	

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合

イ　退職手当

（令和7年4月1日現在）

かほく市			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%）		

ウ　地域手当

・制度なし（令和8年4月1日現在）

エ 特殊勤務手当

（令和８年４月１日現在）

支給実績（令和7年度決算）	5,130千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	88,448円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	14.9％
手当の種類（手当数）	6種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事職員特殊勤務手当	衛生関係従事職員	感染症防疫作業	日額　300円
特殊現場作業従事職員特殊勤務手当	生活安全業務従事職員	行旅死亡人取扱い	1件　3,000円
救急救命士職務従事特殊勤務手当	救急救命士	救急救命士による救急業務	1回　300円
災害時出動職員特殊勤務手当	消防職員	火災、救急、災害等に出動し作業に従事	1回　200円
夜間従事特殊勤務手当	消防職員	夜間に火災、救急、災害等に出動し作業又は消防業務に従事	1当務　500円
緊急消防援助隊出動特殊勤務手当	消防隊員	重大な災害発生時に市の区域外の地域において消防活動に従事	日額　1,080円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	78,783千円
職員1人当たり平均支給額（令和7年度決算）	202千円
支給実績（令和6年度決算）	74,516千円
職員1人当たり平均支給額（令和6年度決算）	197千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当

（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	・配偶者以外の扶養親族　子　13,000円 父母等　6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子　5,000円 （1人につき・加算額）	同	―
住居手当	・家賃27,000円以下　家賃額－16,000円	同	―

	・家賃27,000円を超え、61,000円未満　（家賃-27,000円）×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上　28,000円		
通勤手当	・交通機関利用者　運賃相当額　（支給限度額　150,000円） 2～5km　2,000円 5～10km　4,200円 10～15km　7,300円 15～20km　10,400円 20～25km　13,500円 25～30km　16,600円 30～35km　19,700円 35～40km　22,800円 40～45km　25,900円 45～50km　29,100円 50～55km　32,300円 55～60km　35,500円 60～65km　38,700円 65～70km　42,200円 70～75km　45,700円 75～80km　49,200円 80～85km　52,700円 85～90km　56,200円 90～95km　59,600円 95～100km　63,000円 100km以上　66,400円	同	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給 給料表別、職務の級別、区分別に定められた額	同	—
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 1時間当たり給与額の135/100	同	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午後5時までの間に勤務する職員 1時間当たり給与額の25/100	同	—
宿日直手当	宿日直勤務を行う職員 1回当たり4,700円	同	—
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象者 1回当たり8,000円～12,000円	同	—

(9) 特別職の報酬等の状況

区分		給料・報酬の月額	期末手当
給料	市長	880,000円	（令和7年度支給割合） 6月期　1.725月分
	副市長	700,000円	12月期　1.775月分 計　3.50月分
報酬	議長	465,000円	（令和7年度支給割合） 6月期　1.725月分
	副議長	400,000円	12月期　1.775月分
	議員	380,000円	計　3.50月分

４　職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1)　勤務時間の状況

（令和８年４月１日現在）

１週間の勤務時間	勤務箇所	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	消防本部（隔日勤務の職員）	午前８時 30 分	翌日の 午前８時 30 分	15 時間 30 分の 勤務時間
	上記以外	午前８時 30 分	午後５時 15 分	正午から 午後１時まで

（注）業務の性質により、上記の勤務時間によることができない勤務箇所の勤務時間は別に定めている。

(2)　休暇の状況

（令和８年４月１日現在）

区　分	事　　由	期　間
年次有給休暇		１年において２０日の範囲内（２０日を限度に翌年度に繰り越すことができます。）
病気休暇	以下の事由以外	９０日の範囲内
	公務上又は通勤による負傷又は疾病	必要と認められる期間
特別休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄移植若しくは抹梢血幹細胞移植のための登録又は提供に伴う検査、入院等	必要と認められる期間
	自発的に、かつ、報酬を得ない社会に貢献する活動	１年において５日の範囲内
	結婚休暇	連続する７日間の範囲内
	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１年において ５日（体外受精等の場合は 10 日）の範囲内
	妊娠中又は出産後１年以内の女性職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶ場合	勤務時間の始め又は終わりにつき、１日を通じて１時間を超えない範囲内で各々必要があると認める期間
	妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合	１０日を超えない範囲内で必要があると認める期間
	産前・産後	産前８週（多胎妊娠の場合は１４週間）、産後８週間
	生後１年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のため授乳等を行う場合	１日に２回それぞれ３０分以内の期間
	生理休暇	２日の範囲内
	職員の妻が出産する場合	出産に係る入院等の日から出産の日後２週間を経過するまでの期間内における３日の範囲内
	職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から出産の日後８週間を経過する日までの期間における５日の範囲内
	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が､その子の看護等（子の病気、予防接種等、出席停止等の場合の子の世話、子の式典等への参加等）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１年において５日（小学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合は１０日）の範囲内
	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父、母祖父母、	１年において５日（要介護者が２

	孫及び兄弟姉妹等の介護その他世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	人以上の場合は１０日）の範囲内
	忌引休暇	親族の区分により１日から７日の範囲内
	父母、配偶者、配偶者の父母及び子の追悼のための特別な行事（死亡後１５年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１日の範囲内
	夏季休暇	５日の範囲内
	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	７日の範囲内
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母並びに祖父母、孫及び兄弟姉妹を２週間以上にわたり介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護をひつようとする一の継続する状態ごとに、連続する６月の期間内
介護時間	要介護者の介護をするために、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが認められる場合	介護をひつようとする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間内において１日につき２時間を越えない範囲内

５　職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

休職４人（心身の故障）

(2) 懲戒処分の状況（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

停職１人（信用失墜行為）

６　職員の服務の状況

(1) 時間外勤務及び休日勤務の状況

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員１人当たりの平均月時間数
37,579時間	11.3時間

（注）職員１人当たり平均月時間数を算出する際の職員数は、４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(2) 年次有給休暇の使用状況

（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	消化率
11,511 日	2821.5 日	302 人	9.3 日	24.1

（注）対象職員は、令和 7 年 12 月 31 日現在において在職している職員（新規採用者、育児休業等の期間がある職員等を除く。）

(3) 育児休業・部分休業・育児短時間勤務の取得状況

（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

	取得者数		
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	7	2	0
女性職員	10	20	0
計	17	22	0

介護休暇・介護時間の取得状況

（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

	取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父母	子	祖父母	配偶者の父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

7　職員の研修の状況

（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

研修区分		研修名	対象者	参加人数	実施期日	内容
職場外研修	市独自研修	新規採用職員研修Ⅰ	新規採用職員	23 人	4 月	基礎知識（組織、服務、例規、予算、議会、慣行等）の習得
		新規採用職員研修Ⅱ	新規採用職員	14 人	5 月	基礎知識（給与、文書管理、例規、財務、会計事務）の習得
		新規採用職員研修Ⅲ	新規採用職員	14 人	9 月 12 月	議会の傍聴研修
		事業提案型研修	3 年目の一般行政職員	7 人	6 月～9 月	市政全般にわたる知識の習得及びプレゼン能力の向上
		若手職員研修Ⅰ	1・3・5・9 年目の一般行政職員	30 人	8 月	市長、副市長及び教育長講話、各部長並びに 10 年目職員の講義
		土のう作製研修	1～3 年目職員	13 人	6 月	土のうを作製し水害に備えるとともに、作製技術の習得

		人事評価研修	新任評価者	7人	4月	人事評価制度の本質を理解し、公正な評価の方法を習得
		中堅職員研修	係長級3年経過	3人	9月	委員会の傍聴研修
		人材育成研修	希望職員	9人	4～12月	日頃の業務で発生する課題解決 に向けて、e ラーニング教育に よる人材育成を図る
		仕事力・自律力強化研修	1～2年目職員	28人	6月	自治体職員として求められる基礎的な仕事力を学び、自律的な成長を促す
		職員・組織マネジメント研修	管理職員	46人	8月	組織を管理する立場にある管理職が自身の役割を認識し、組織の将来を担う次世代育成音習得を図る
		モチベーションマネジメント研修	管理職員	25人	10月	管理職が自身の役割を認識し、若手職員のモチベーションを維持・向上させるため組織の将来を担う次世代育成の習得を図る
	専門研修	新入社員研修セミナー	新規採用職員	2人	4月	社会人としてのマナーや電話対応等基本的なスキルの習得
		初任者研修	新規採用職員	10人	4月	地方公務員としての基礎知識等の習得
		地方行財政研修1	大卒3年、短大卒5年、高卒7年経過	6人	8月	地方行財政制度について専門的、実践的な知識の習得
		地方行財政研修2	大卒6年、短大卒8年、高卒10経過	9人	10月	重要な地方行財政についての動向と専門的な知識の習得
		新任係長研修	新任係長	4人	6月	業務上のリーダーとしての役割の自覚と能力の向上
		現任係長研修	係長4年経過	9人	9月	業務上のリーダーとしての役割のさらなる自覚と能力の向上
		新任課長補佐研修	新任課長補佐	10人	5～6月	コーチャーとしての役割の自覚と能力の向上
		新任課長研修	新任課長	10人	5月	管理職に必要な行政管理能力及び行政感覚の習得
		財務事務研修(契約物品財産)	市長の推薦する職員	1人	10月	財務事務に関する基本的・専門的知識を習得し、実務処理能力の向上を図る
		財務事務研修(予算決算出納)	市長の推薦する職員	1人	10ｈｇｎ月	財務事務に関する基本的・専門的知識を習得し、実務処理能力の向上を図る
		官民合同幹部職員研修	市長の推薦する職員	1人	11月	思索型プログラムによる管理者研修
	派遣研修	市町村アカデミー	市長の推薦する職員	1人	9月	専門事務に必要な専門的知識の習得と実務寒水能力の向上を目指す
		国際文化アカデミー	市長の推薦する職員	2人	8月	講義や事例を通じて現場の課題を再認識し、その対応策の検討により実践力向上を目指す

（注）一般行政職に係る主な研修の実施状況であり、保育士、消防士については別途、専門研修を実施している。

８　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

① 職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断を実施している。

② 職員互助会

職員の勤務能率の向上や元気回復などを目的として、かほく市職員互助会が事業を実施している。

ア　会費等の状況

・会費：給料の 5.0/1000

・事業主負担金：なし

・令和７年度会費決算額：6,666 千円

イ　主な事業

・福利厚生に関する事業、各種研修事業、健康増進に関する事業

③ 石川県市町村職員共済組合

職員は地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員である。共済組合は、短期給付事業（健康保険）、長期給付事業（共済年金）、福祉事業（貸付事業、宿泊事業等）などを行っており、この共済組合の事業は、組合員が納める掛金と市が納める負担金で運営されている。

④ 石川県市町村職員等ライフプラン協会

石川県市町村職員共済組合の組合員のうち、市から給与の支給を受けている者は、原則としてライフプラン協会の会員となっている。ライフプラン協会は、生涯生活設計支援事業、福利厚生事業などを行っており、このライフプラン協会の事業は、会員が納める会費と市が納める負担金で運営されている。

(2) 公務災害補償の状況

（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

請求件数	内　訳	
	公務災害	通勤災害
3 件	3 件	0 件

９　公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

該当なし